教施第　1222　号
平成28年11月14日

各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育庁総務政策局施設課長

学校施設等における石綿含有保温材等の点検・維持管理の徹底について
（通知）

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場であり、アスベスト対策をはじめ、安全安心な教育環境の整備は最優先で取り組むことが必要です。

しかしながら、先月、札幌市内の小中学校において、給食調理用の煙突から断熱材が損傷、劣化等により落下していることが判明し、石綿含有の調査や対策工事のため、通常の給食の提供ができない事態となりました。

このような事態が生じた中、函館市教育委員会において、速やかなアスベスト対策が行われていなかったことも明らかになったことについては、大変重く受け止めております。

このようなことから、今後も、これまで以上に、石綿含有保温材等の使用状況等の把握に努めるとともに、平成27年11月26日付け教施第1247号通知「学校施設におけるアスベスト飛散によるばく露のおそれがある場合の報告について」に基づき、飛散のおそれがある事例が発生した場合は、「アスベストの発見状況速報」により報告し、早い段階で除去、封じ込め、囲い込みの措置ができるような体制を整えることはもとより、保護者等に対する丁寧な説明に十分御配慮ください。

また、別添のとおり、アスベスト関連通知等を再確認のため送付するので、石綿含有保温材等の点検・維持管理のさらなる徹底を図るとともに、北海道環境生活部環境局環境政策課において新たに作成した、「道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル」を参考とするなど日常点検を十分に行い、必要に応じ、専門業者等（煙突メーカー、煙突施工業者なども含む。）に相談、確認を求めるほか、改めて文部科学省から依頼のあった「特定調査」の再確認に当たっては、今一度、実施要領を確認し、適正な事務処理の徹底、調査未完了の学校を所管している場合は、早期に調査を完了するなど、アスベスト対策に万全を期すようお願いいたします。

施設助成グループ　担当：清水
ＴＥＬ：011-231-4111
内線：35-478